



## 「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要素 Part 5

### ◎祝日勤務手当を復活し、C単価とすること。

#### 一般的な企業は祝日に手当を設けており廃止理由は失われている！

- ・インバウンド需要の拡大などにより、お客さまの数は年々増加している。お客さま対応などの業務も確実に増えており、特に混雑する祝日と繁忙期（年末年始、GW、お盆）に対して、祝日手当を復活するべきである。
- ・祝日は本来、休む日（国民の休日）である。祝日に勤務するなら手当を支給してもらいたい。
- ・祝日勤務手当は使命を終えていない。むしろ3連休化などにより、その重要度は増している。
- ・現業機関は鉄道の運行に携わるため、365日誰かしら働いている状況にある。祝日に働いている社員には、祝日手当を支給してもらいたい。

### ◎最繁忙期手当を新設すること。

#### 非常に混雑した時期に勤務することは普段より数倍忙しくなる！最繁忙期に手当を求める！

- ・世間が休む大型連休は当社にとって最繁忙期であり、現場負担が著しく増大する。
- ・各職種で業務量やリスクが増し、通常期とは明確に異なる労働密度となる。
- ・車両メンテナンス職場は、GW前、お盆前のほうが業務増となる。そのような中で勤務しているため手当の新設を求める。

### ◎最繁忙期手当は1暦日につき5,000円とすること。また、超過勤務手当D単価を併給すること。

#### 一年間の中で最も忙しさが増している期間であり、手当増額と超過勤務手当との併給を求める！

- ・最繁忙期は業務量増加に伴い、手当の増額を行うべきである。
- ・繁忙期に対する手当と超勤に対する手当は別物であり、それぞれ支給するべきである。
- ・年末年始は休みとなる企業が多く、飲食店やサービス業でも働き方改革の一環として休むところが増えている。しかし、鉄道は休むことができない。年末年始やゴールデンウィークに勤務する社員に対し、手当を支給することと手当の増額を求める。

### ◎最繁忙期の対象日については毎年定める最繁忙期（シーズン別特急料金の日）の日とすること。

#### 最繁忙期の設定期間となる年末年始期間、ゴールデンウィーク、

#### お盆の期間等は年間で最も忙しくなる期間である！

- ・最繁忙期に勤務する社員をしっかりと評価するため、手当支給期間の見直しが必要である。
- ・近年は年末年始休みを長く設定し、移動のピークが分散する傾向にある。不慣れなお客さまへの対応なども踏まえて、手当の支給期間を現行より長くするべきである。